

第2節 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成14年度に近畿ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、2,460.0万トンとなっており、このうち、25.5%に当たる626.2万トンが排出都県を越えて処理されている。626.2万トンの広域移動量のうち、569.2万トンが中間処理目的、57.0万トンが最終処分目的で移動している。

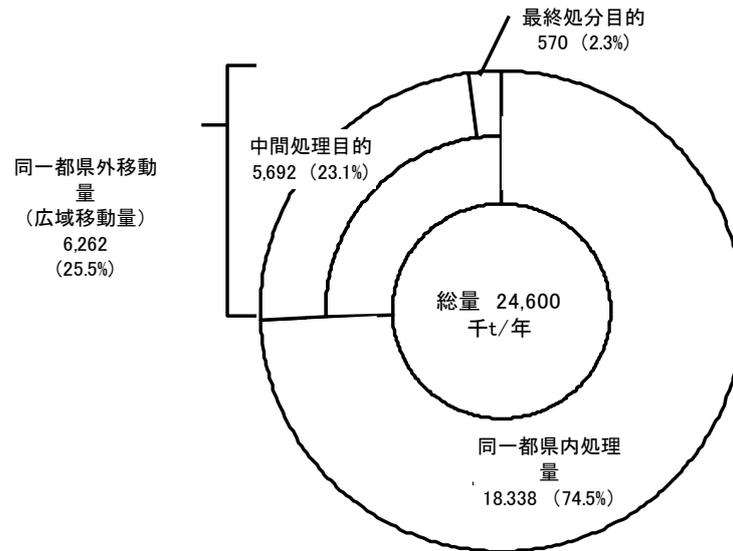


図5-34 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動（平成14年度）

<参考：大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

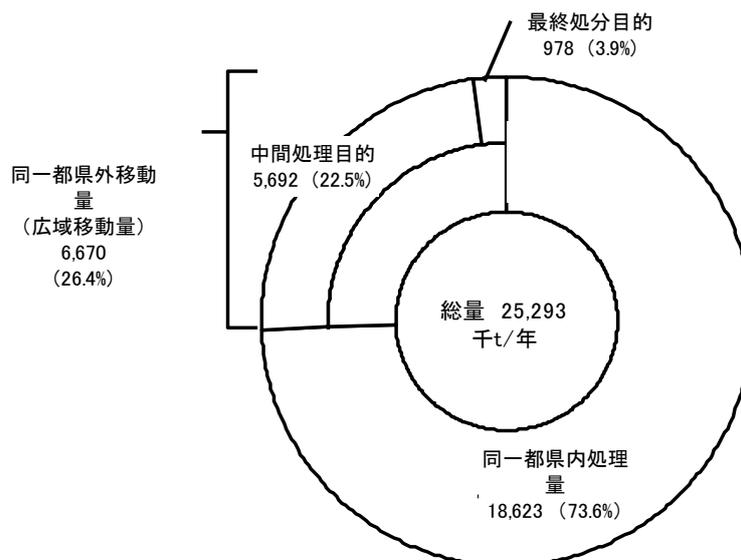


図5-35 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動（平成14年度）

府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が近畿ブロック全体の広域移動量の 32.9%で最も多く、次いで、兵庫県が 31.3%、以下、京都府が 21.4%、滋賀県が 9.0%となっている。

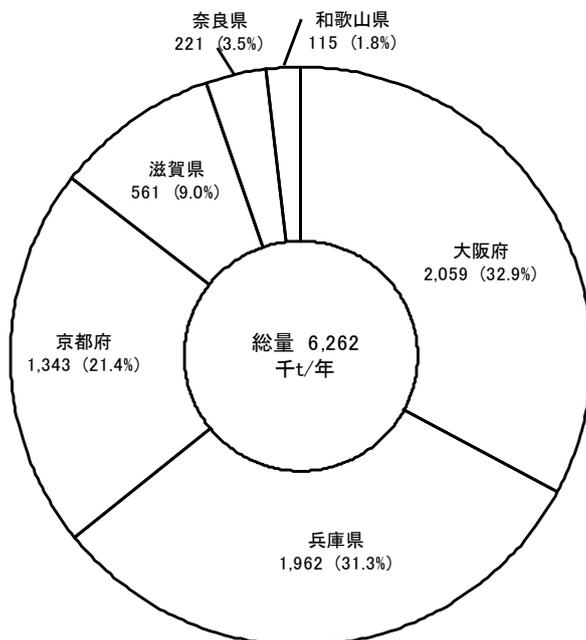


図 5-36 近畿ブロックにおける府県別の産業廃棄物の広域移動 (平成 14 年度)

<参考：大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

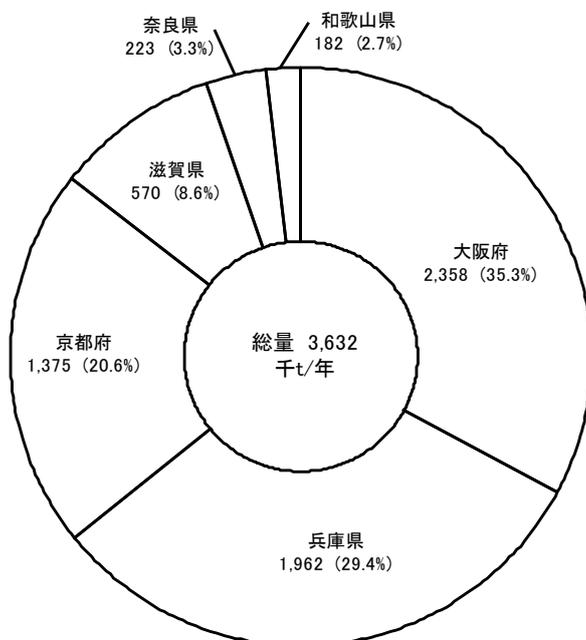


図 5-37 近畿ブロックにおける府県別の産業廃棄物の広域移動 (平成 14 年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が 180.8 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 175.2 万トン、以下、京都府が 127.9 万トン、滋賀県が 53.8 万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの県外搬出量が 25.1 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 21.0 万トン、以下、京都府が 6.4 万トン、滋賀県が 2.4 万トンとなっている。

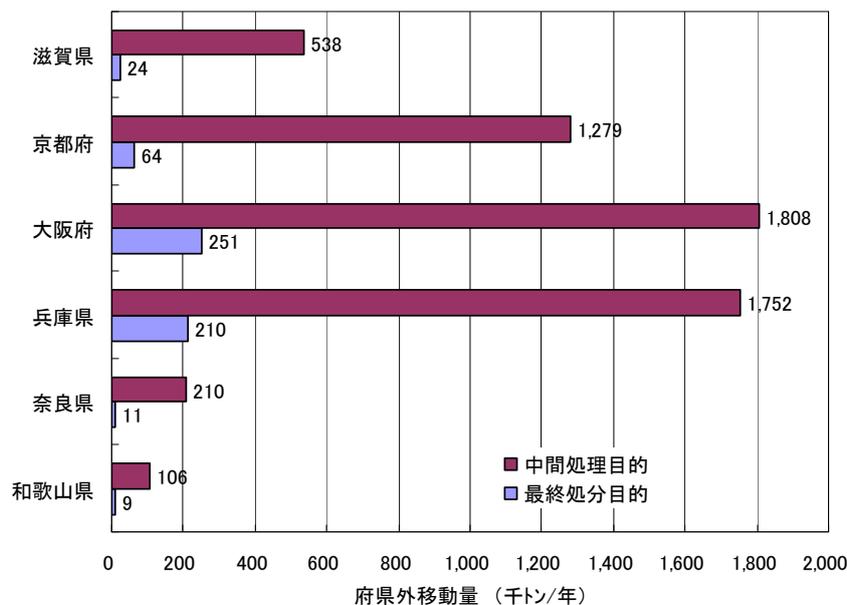


図 5-38 近畿ブロックにおける府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動（平成 14 年度）

<大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

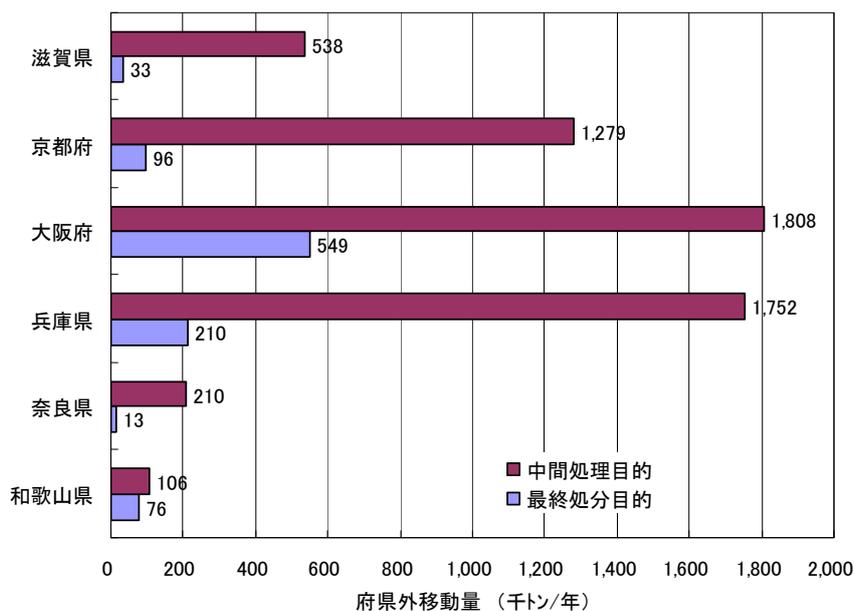


図 5-39 近畿ブロックにおける府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動（平成 14 年度）

2 府県外最終処分状況

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、図 5-40、表 5-3 のとおりである。

- 1) 中間処理目的（図 4-15）で移動した産業廃棄物は、種類ごとに処理後の最終処分量^{※1}を算出し、更に、移動先の府県での中間処理後の最終処分先^{※2}を推定し、産業廃棄物を排出した府県と最終的に処分された府県を推定した。
- 2) 最終処分目的（図 4-16）で移動した産業廃棄物には、他の府県で排出したものが当該府県内の中間処理業者で処理された後、他県で処理される最終処分量が含まれている。このため、最終処分目的の府県間移動量を、当該府県で発生した移動と、中間処理目的で当該府県に搬入された後、処理後の他府県へ移動する量に分けた^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、近畿ブロックからの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

注)表 5-3,図 5-40,表 5-4,図 5-40 は、大阪湾広域臨海環境整備センターを含む推定である。

表 5-3 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

(単位:千t/年)

排出地域 処分先地域	計						
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
滋賀県	12	11	1	0			
京都府	6	4	1	1			
大阪府	4	0	0	1	3	0	
兵庫県	381	11	35	269	2	65	
奈良県	51	1	4	36	4	5	
和歌山県	0			0			
ブロック内計	454	16	50	307	7	5	70
ブロック外計	384	7	19	187	165	3	3
北海道・東北	0		0	0	0		
関東							
中部	23	3	8	4	6	1	0
中国	195	3	10	70	109	2	0
四国							
九州・沖縄	167	1	1	112	49	0	3

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

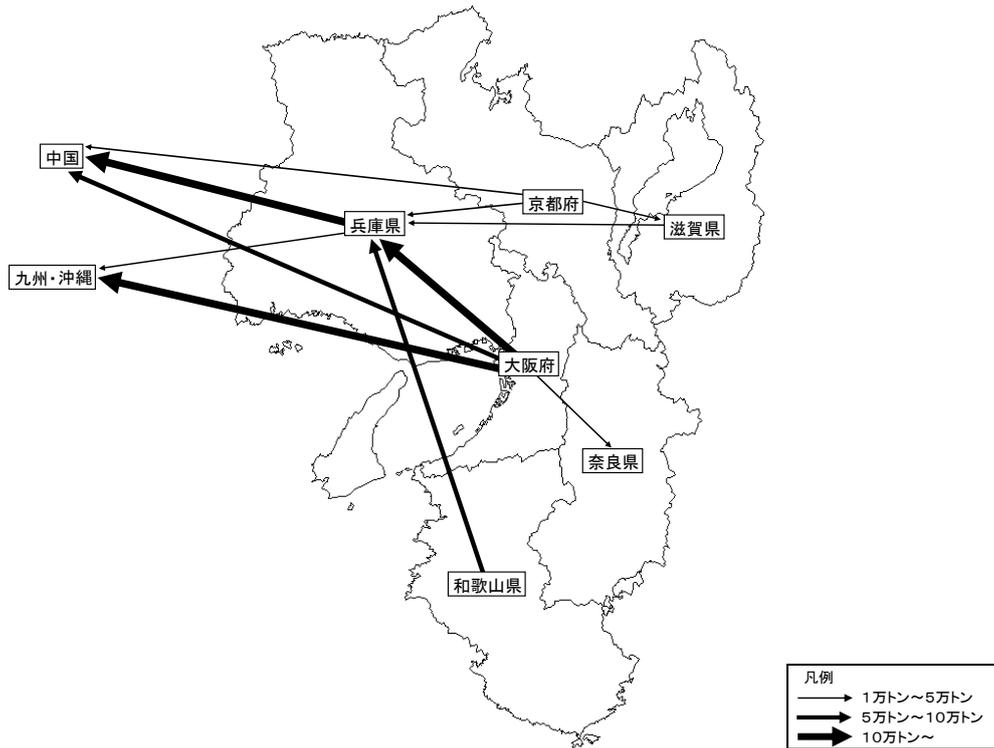


図 5-40 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

※1：平成 15 年度の産業廃棄物排出・処理状況調査（平成 13 年度実績）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）より、中間処理量に対する中間処理後の最終処分量の比率を用いた。

$$\text{種類別中間処理移動量} \times (\text{全国の種類別中間処理後最終処分量} \div \text{全国の種類別中間処理量})$$

※2：中間処理先府県で処分された量

$$\text{中間処理後最終処分量} \times (\text{最終処分目的の排出府県内処分量} \div \text{最終処分目的移動量の総量})$$

中間処理先府県から更に他都県で処分された量

$$\text{中間処理後最終処分量} \times (\text{最終処分目的の排出府県外処分量} \div \text{最終処分目的移動量の総量})$$

排出府県外処分量は、移動先の府県量の割合で按分した。

※3：各府県で公表されている産業廃棄物実態調査報告書等から、当該排出事業者から排出された産業廃棄物のうち、当該府県外へ移動した、ア) 自己最終処分量の県外、イ) 業者直接最終処分量の県外、ウ) 委託中間処理後の最終処分量の県外を求めた。

$$A : \text{当該府県発生した最終処分移動量} = \text{ア) + イ) + ウ)}$$

$$B : \text{他府県から搬入された中間処理後の最終処分移動量}$$

$$= \text{中間処理目的搬入量} \times \text{※2 で求めた減量化率} \times \text{県外処分率}$$

$$\text{処分目的移動量のうち当該府県発生した最終処分移動量} = A / (A + B)$$

<参考：表 5-3、図 5-40 の広域ブロックを表 1-2 の区分とした場合>

表 5-4 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

（単位：千t/年）

処分先地域	排出地域						
	計	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県	12		11	1	0		
京都府	6	4		1	1		
大阪府	4	0	0		1	3	0
兵庫県	381	11	35	269		2	65
奈良県	51	1	4	36	4		5
和歌山県	0			0			
ブロック内計	454	16	50	307	7	5	70
ブロック外計	384	7	19	187	165	3	3
北海道							
日本海側東北	0		0		0		
太平洋側東北	0			0	0		
首都圏							
東海	21	3	7	4	6	1	0
北陸	1	0	0	1			
山陰	3		0	1	2		
瀬戸内海	162	3	10	40	107	2	0
四国							
北部九州	196	1	1	141	49	0	3
南九州							
沖縄							

注) 0は500t未満、空欄は該当なし

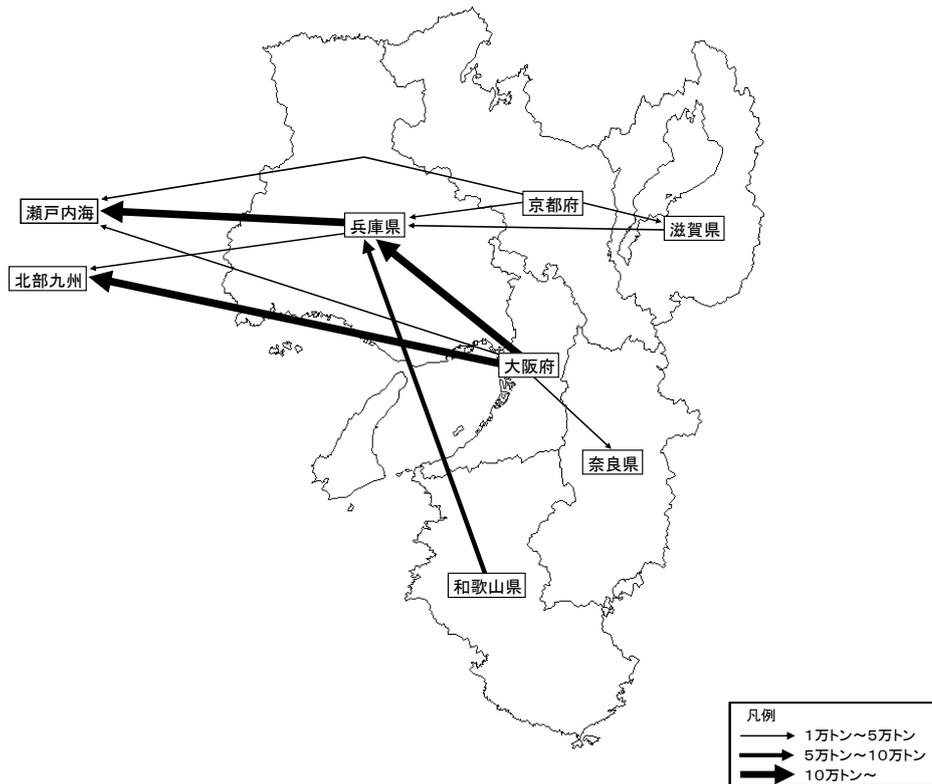
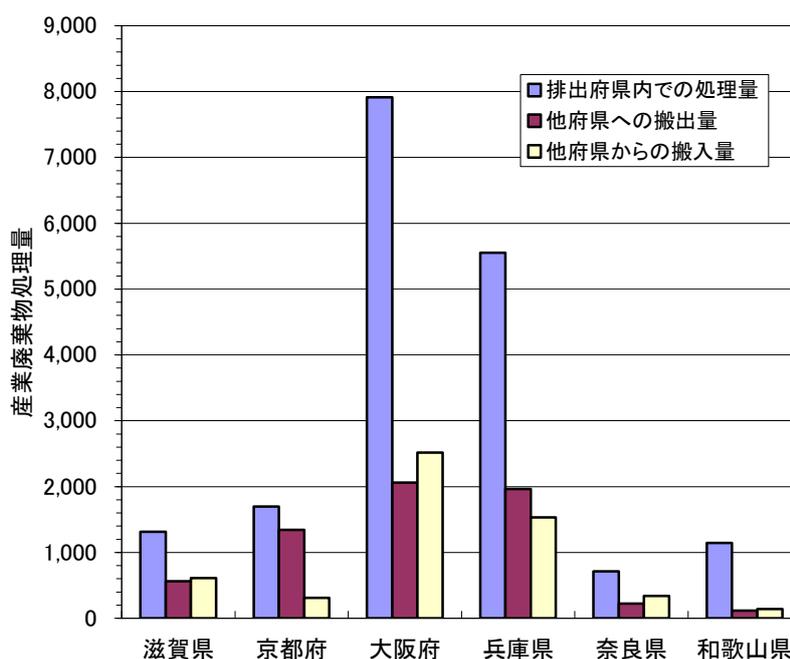


図 5-41 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 府県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-24 のとおりである。

- ①各府県とも排出府県内での処理量が最も多くなっている。
- ②大阪府は搬入量が搬出量より多くなっており、滋賀県、奈良県、和歌山県も同じ傾向である。
- ③兵庫県は搬出量が搬入量より多くなっており、京都府も同じ傾向である。京都府は、搬入量が搬出量の約 4 倍となっている。

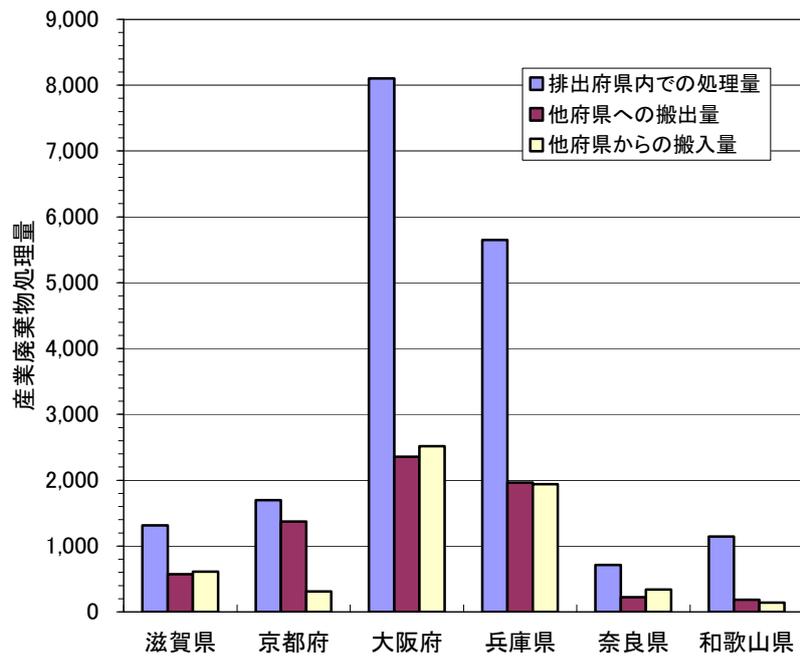


(単位: 千トン/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出府県内での処理量	1,315	1,697	7,913	5,554	714	1,145
他府県への搬出量	561	1,343	2,059	1,962	221	115
他府県からの搬入量	609	309	2,516	1,532	339	143

図 5-24 近畿ブロック内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

<参考：大阪府広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>



(単位: 千トン/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出府県内での処理量	1,315	1,697	8,102	5,651	714	1,145
他府県への搬出量	570	1,375	2,358	1,962	223	182
他府県からの搬入量	609	309	2,516	1,939	339	143

図 5-43 近畿ブロック内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

近畿ブロックにおける産業廃棄物の府県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、廃油及びがれき類、汚泥、廃プラスチック類の4品目で約7割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類及び汚泥、がれき類の3品目で約8割を占めている。

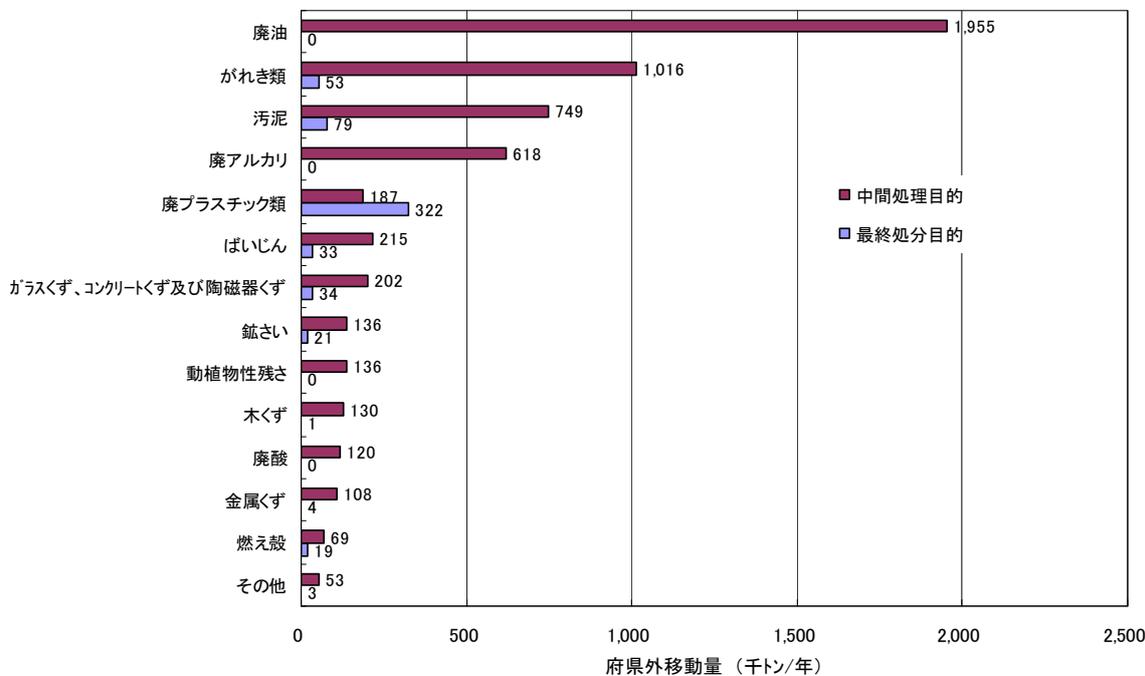


図 5-44 近畿ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動（平成 14 年度）

<参考：大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

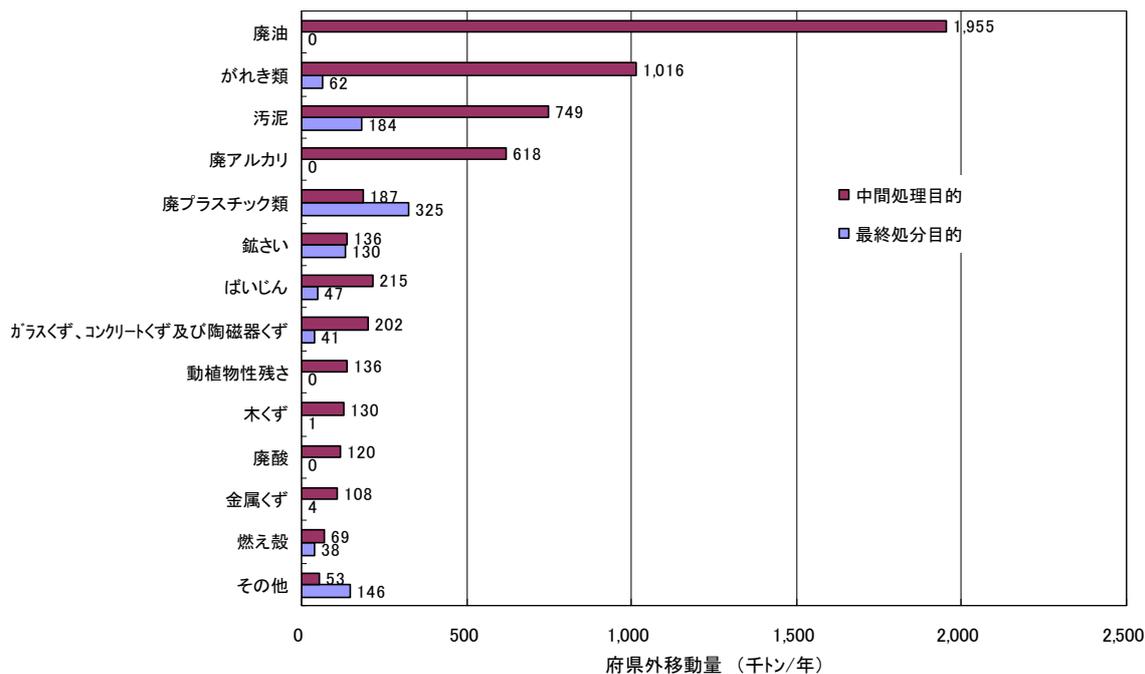
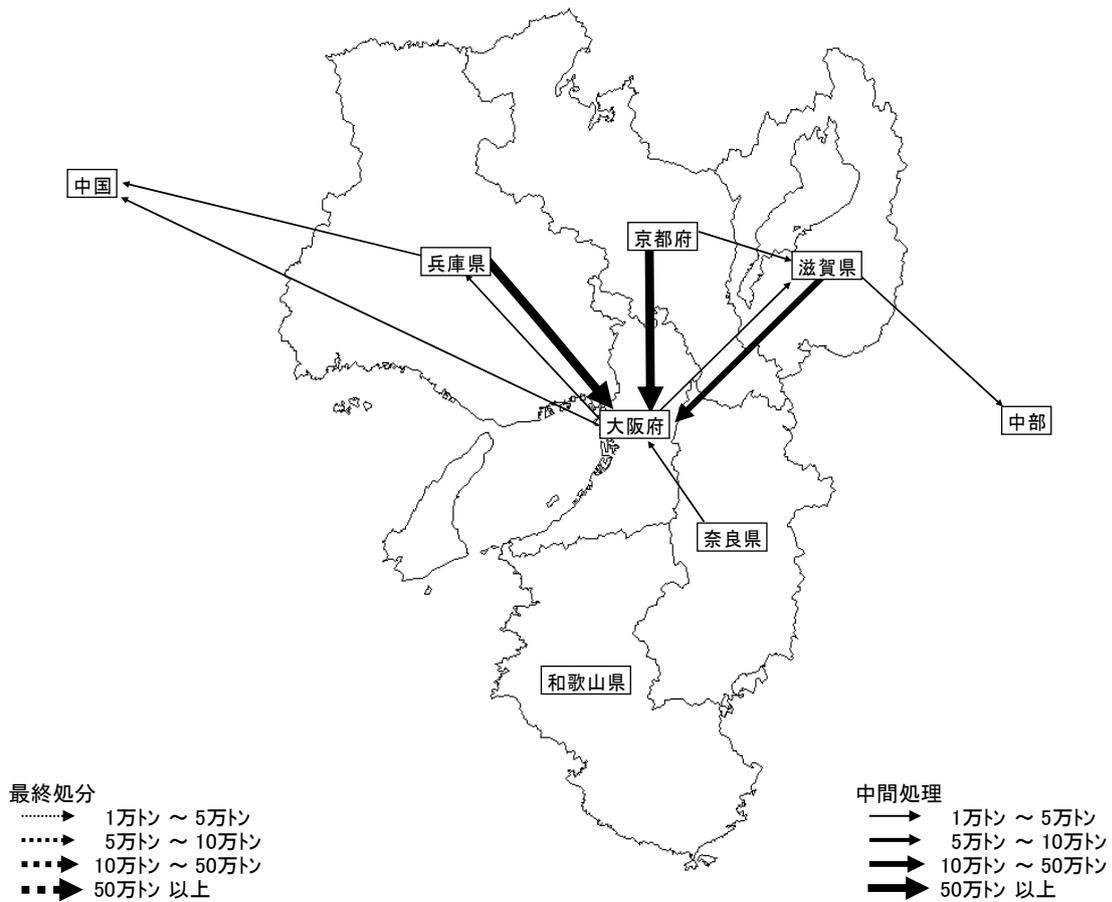


図 5-45 近畿ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動（平成 14 年度）

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される主な 8 種類の広域移動状況をみると図 5-46～5-59 のとおりである。

(1) 廃油

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 195.5 万トンとなっている。

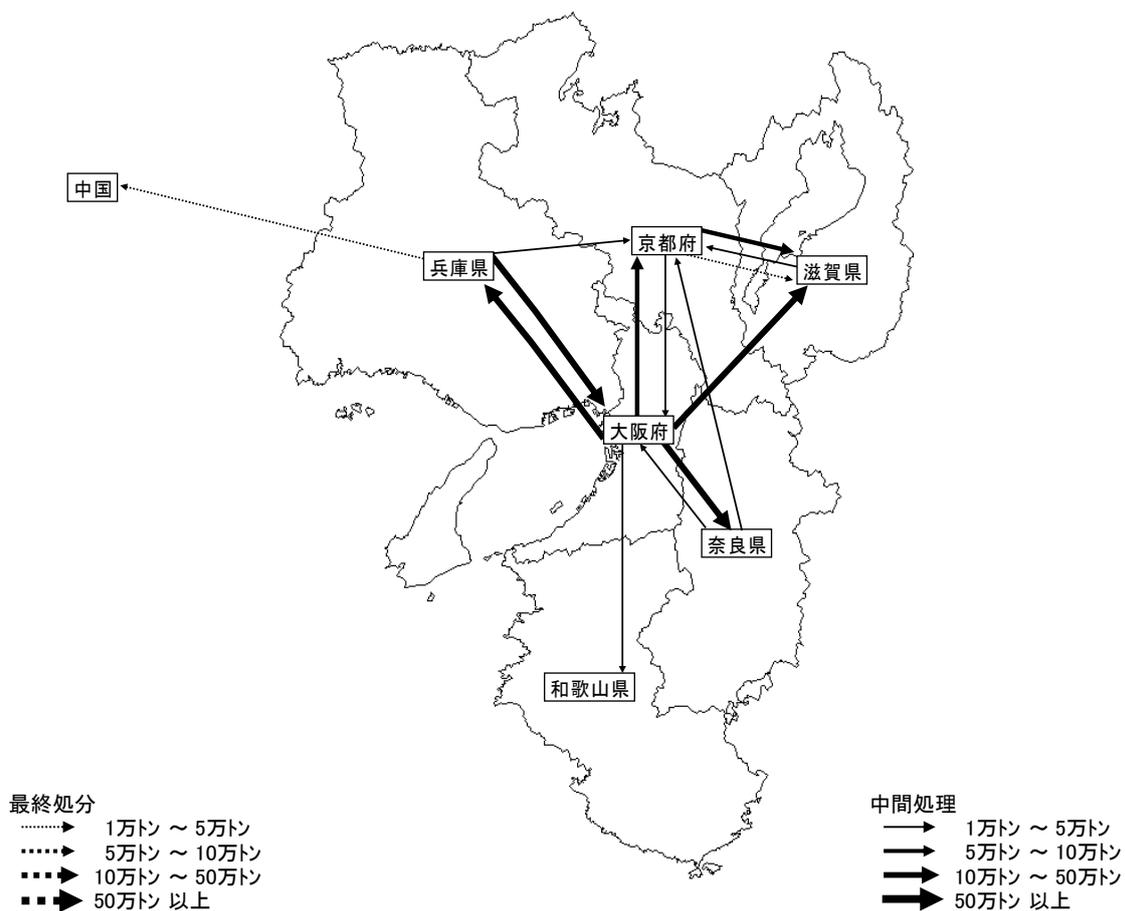


注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-46 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）

(2) がれき類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が101.6万トン、最終処分目的量が5.3万トンとなっている。



注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-47 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(3) 汚泥

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が74.9万トン、最終処分目的量が7.9万トンとなっている。

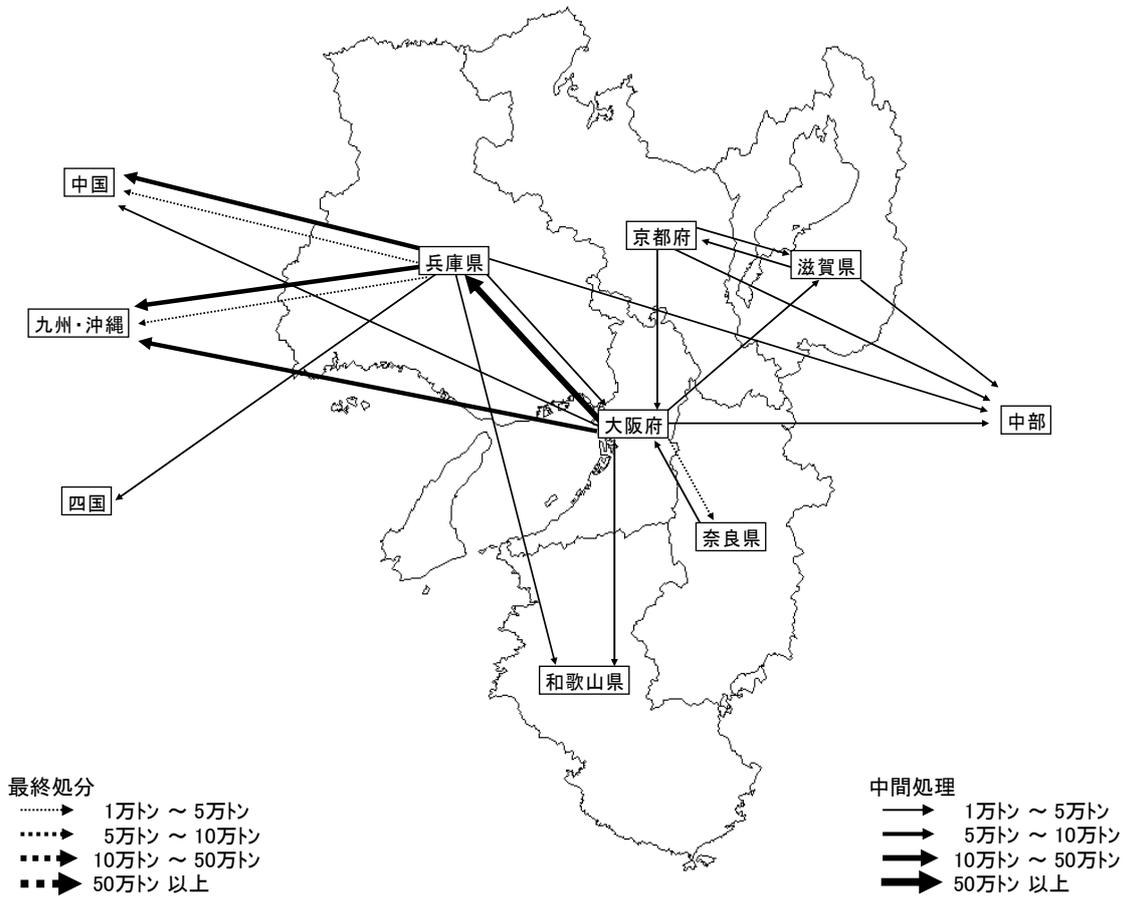
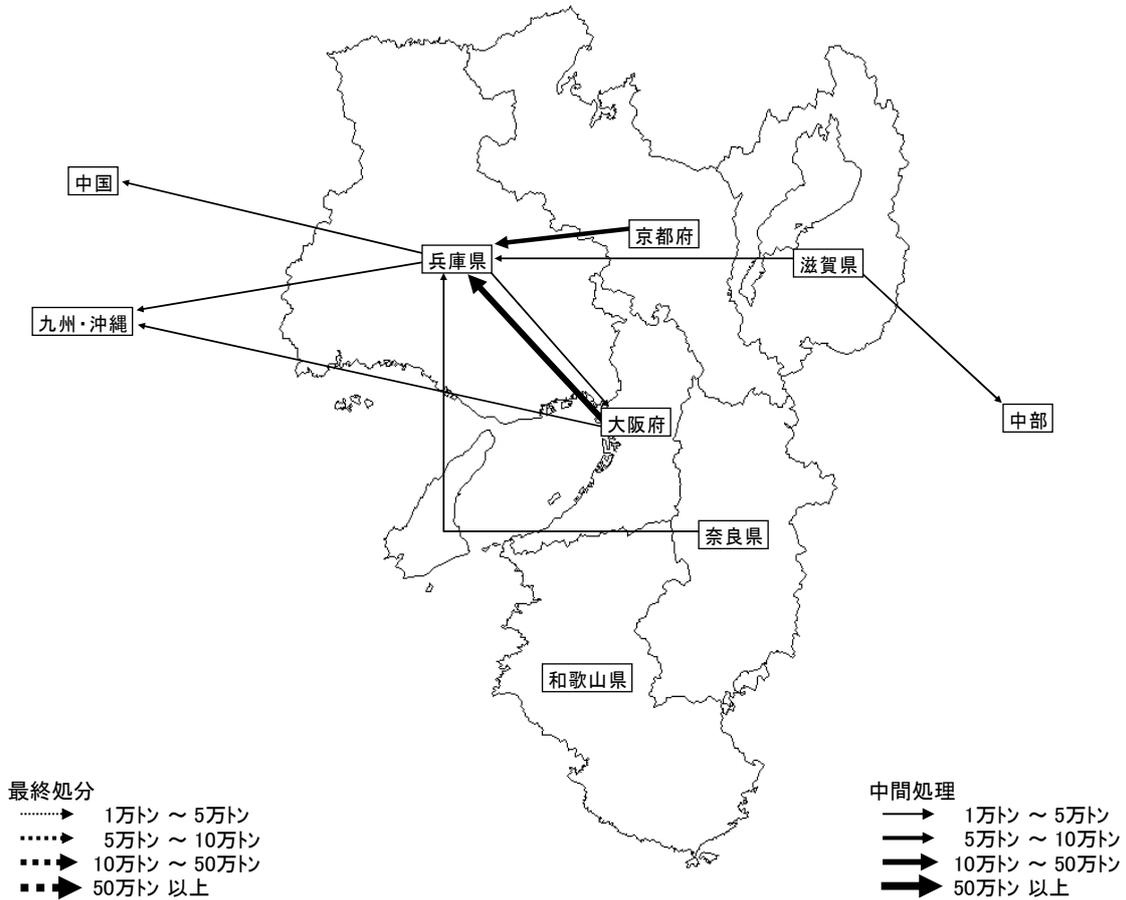


図 5-48 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(4) 廃アルカリ

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃アルカリは、中間処理目的量が 61.8 万トンとなっている。

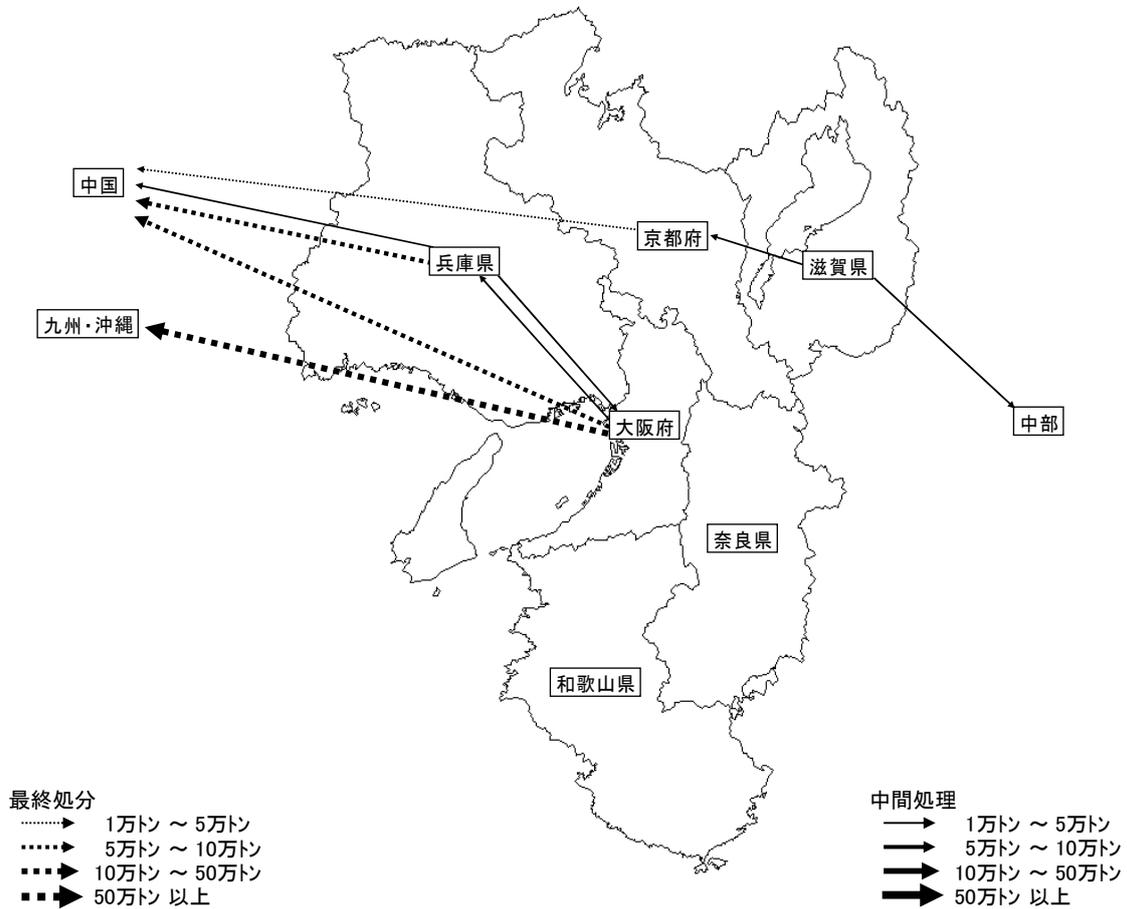


注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-49 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃アルカリ）

(5) 廃プラスチック類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 18.7 万トン、最終処分目的量が 32.2 万トンとなっている。

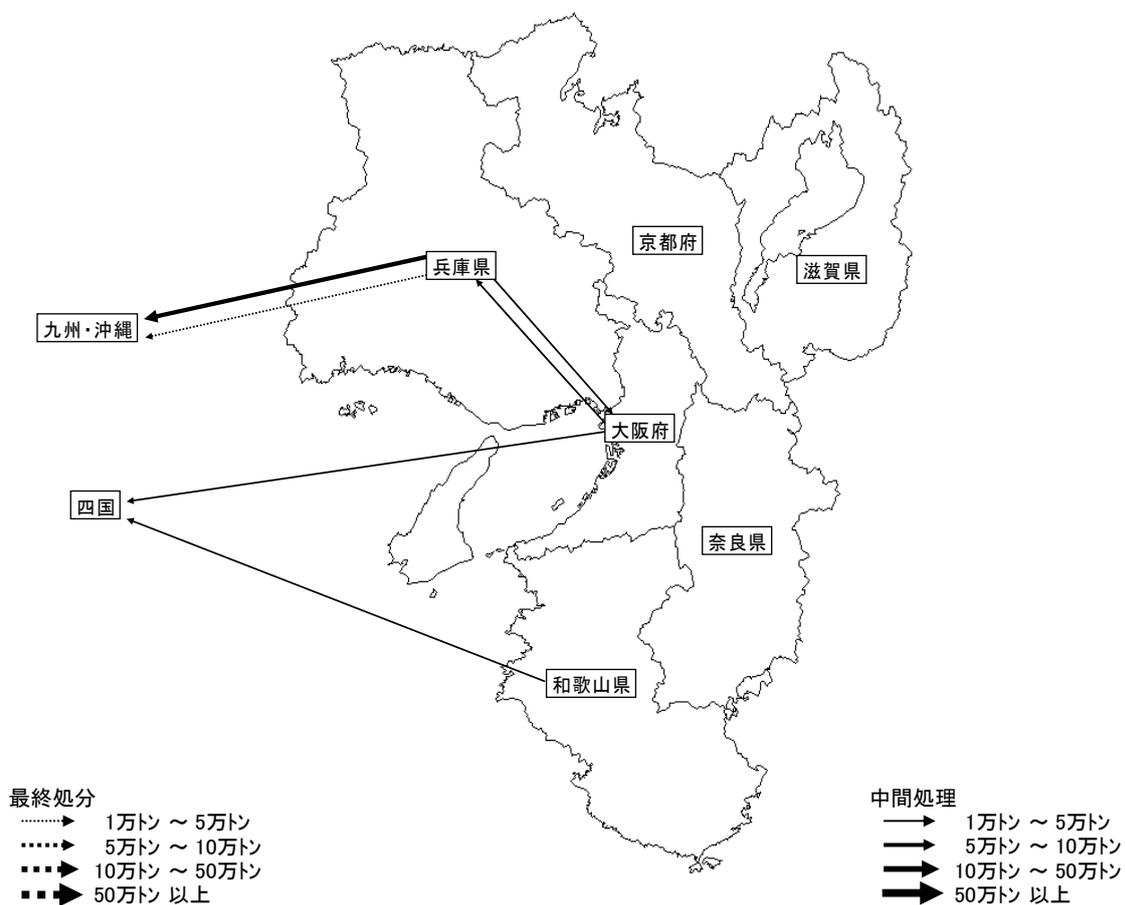


注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-50 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量 (廃プラスチック類)

(6) ばいじん

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるばいじんは、中間処理目的量が 21.5 万トン、最終処分目的量が 3.3 万トンとなっている。

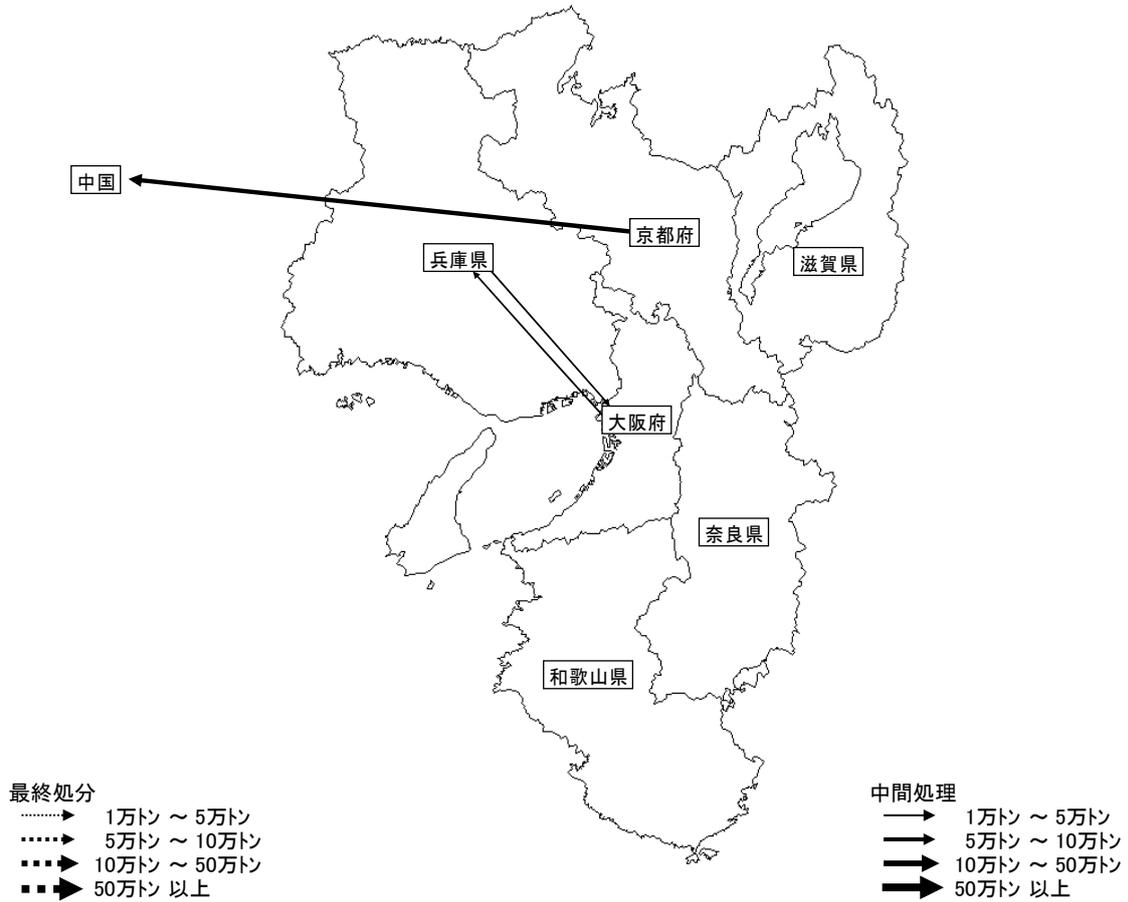


注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-51 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量 (ばいじん)

(7) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 20.2 万トン、最終処分目的量が 3.4 万トンとなっている。



注)大阪湾広域臨海環境整備センターの実績による本図中の線の太さ等の変更なし

図 5-52 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(8) 鉍さい

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される鉍さいは、中間処理目的量が13.6万トン、最終処分目的量が2.1万トンとなっている。

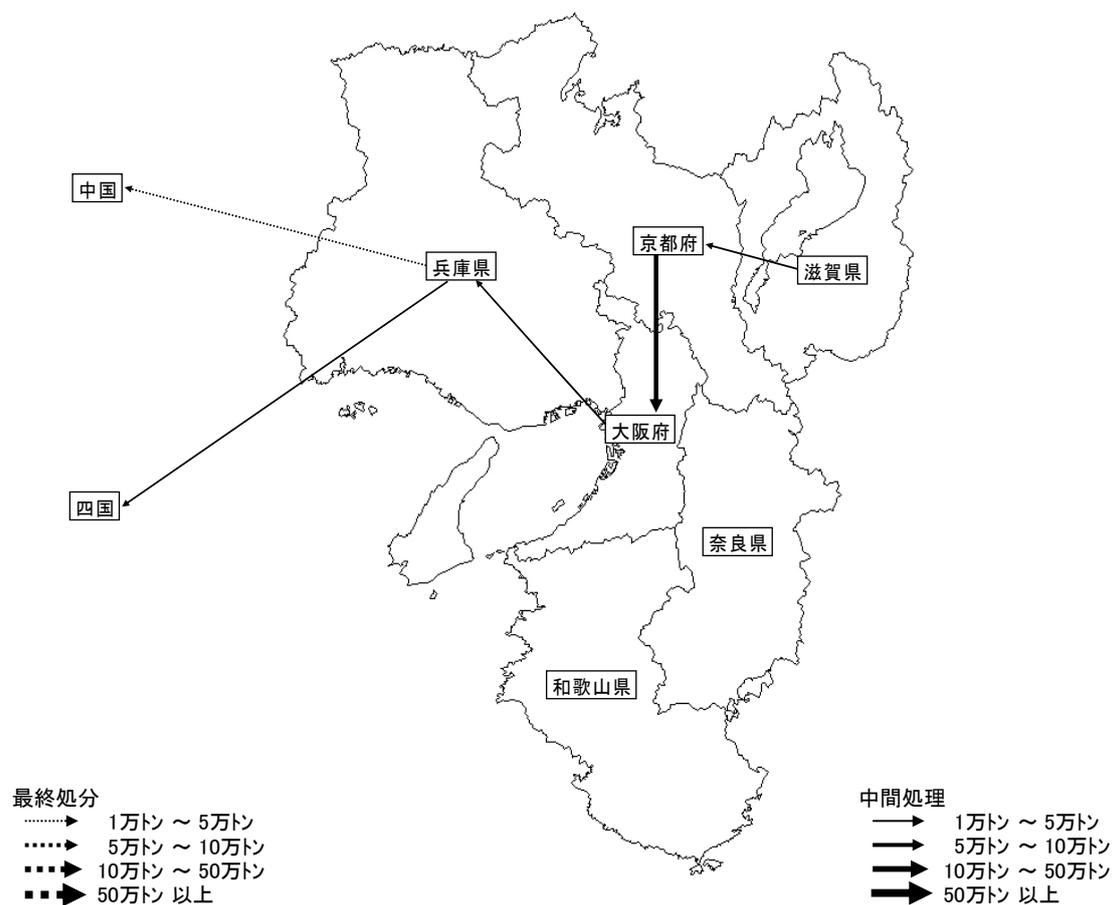


図 5-53 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉍さい）

<参考：図 5-48 の大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

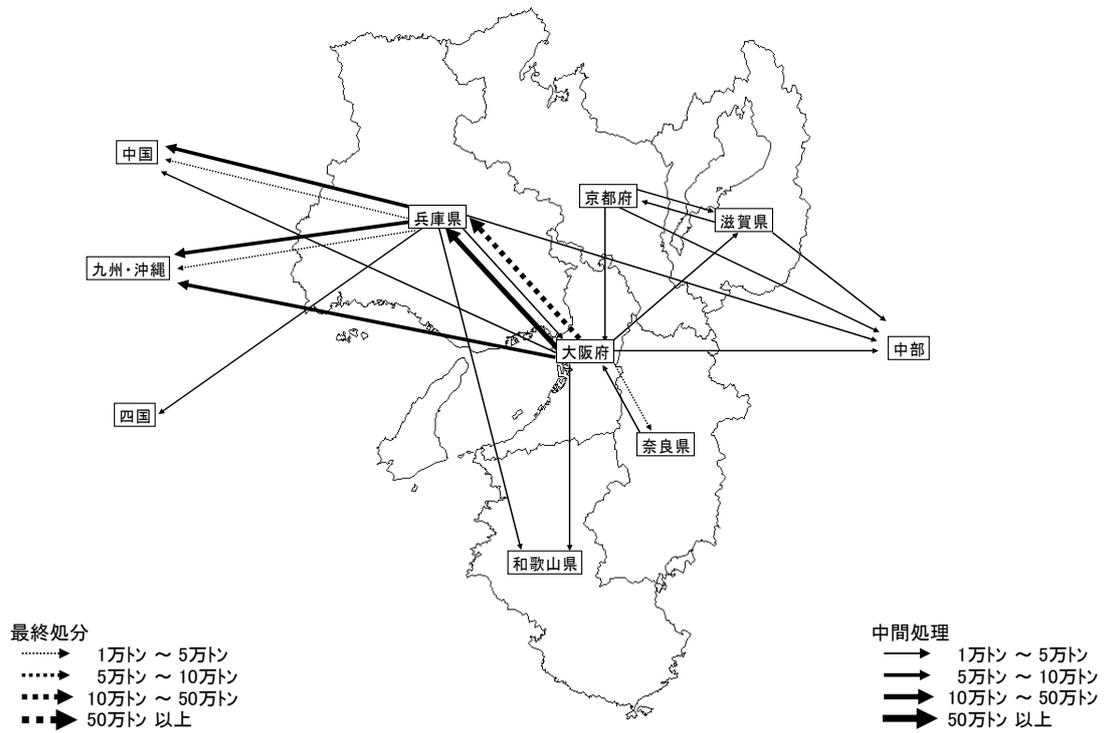


図 5-54 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

<参考：図 5-53 の大阪湾広域臨海環境整備センターの実績を含む場合>

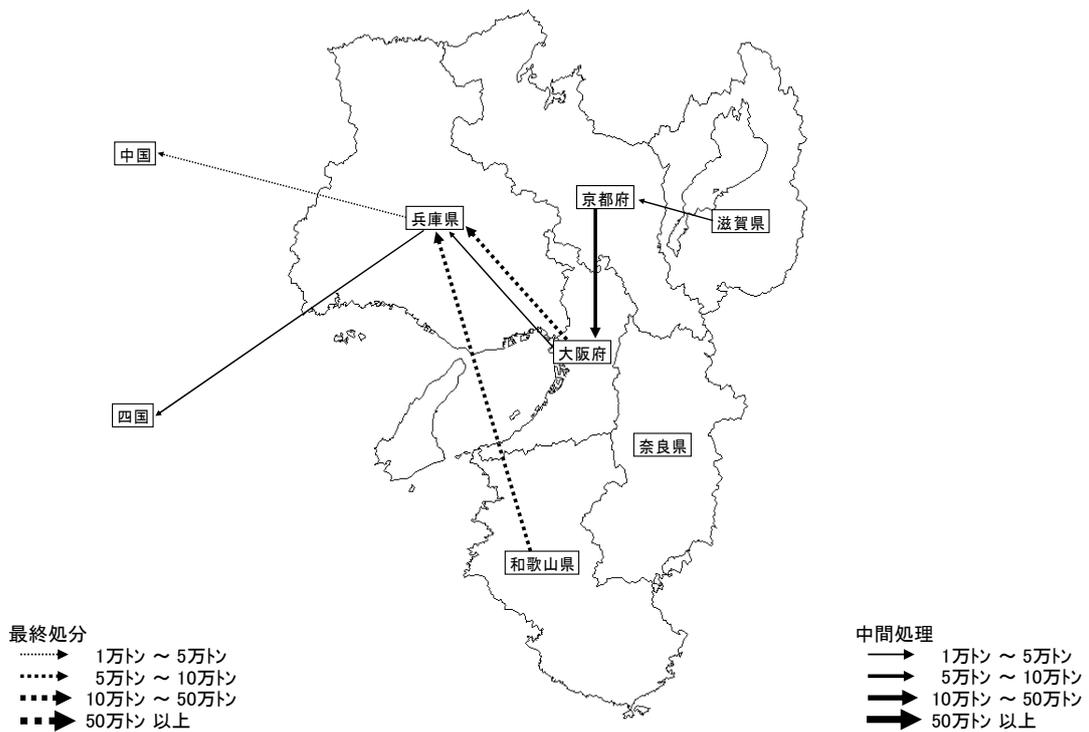


図 5-55 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉍さい）